

件名

高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件（平成二十九年金融庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	「二〇六 略」 「号を削る。」 七・八 「略」
改正前	「二〇六 同上」 七 C b o e ジャパン株式会社 八・九 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。